

只木ゼミ前期第8問検察反対尋問レジュメ

文責：2班

1. 弁護レジュメ2頁5行目結果発生「実質的で許されない危険」とはいかなる危険を指すのか
- 5 教えていただきたい。
2. 弁護レジュメ2頁7行目「実質的危険性を判断することによって責任要素のみならず因果関係についても考慮することができる」とあるが、なぜ実質的危険性の判断を通して、過失行為と結果の間の因果関係をも考慮することができるといえるのか、具体的に教えていただきたい。
3. 弁護レジュメ3頁6行目において、「予見していない者にまで対象を広げるのは妥当ではなく、予見可能性の対象を不当に拡大してしまい不当である」とあるが、なぜ不当だといえるのか。検察側の採用するC説は、予見していない者にまで対象を広げるものではなく、あくまで具体的な事実についての認識を不要とするものにすぎないが、この点も踏まえて回答して頂きたい。
- 10

以上